

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
7月24日
(金曜日)

目次

- 告示
生活保護法の規定に基づく施設機関の指定(厚政課)……………一
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意(団体指導室)
保安林予定森林(森林整備課)……………一
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(水産振興課)……………二
道路の区域の変更(道路整備課)……………二
小郡仁保津第2土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)……………三
道路の位置の指定(建築指導課)……………三
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施……………三
- 雑報
県報の正誤(平成二十七年五月一日山口県告示第百六十七号)……………五

山口県告示第百五十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条の規定により、医療扶助のための施設を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年七月二十四日



山口県知事 村岡 嗣政

氏名 施設名称 所在地 指定年月日

古川 敏夫 古川鍼灸治療院 宇部市松山町四丁目八番二三 平成二六、七、一
号
河野 紘 虹ヶ丘鍼灸院 光市虹ヶ丘一丁目一番四号 〃 〃
塚本三三男 金春堂治療院 柳井市新庄二九六六の四 〃 〃

山口県告示第百五十九号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)以下「法」という。(第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十七年七月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

区	域	区	分
立石区域		法第百四条第二号に掲げる漁業	
牟礼、富海区域		総トン数十トン未満の漁船により行う漁業以外の漁業	

山口県告示第百六十号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十七年七月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林予定森林の所在場所

萩市大字須佐字茶ヶ浴九二の一、一一二、一一三の一、字小田ヶ浴九
九、一〇〇、一〇〇の二、字境メカ浴一〇〇の一、字古屋敷一〇三の一、字家ノ上
〇六の一、字長ヶ浴一〇八、一〇九、一〇九の一、一一〇、字中ノ埵一一〇の一、三
四一、三四三、三四三の一、字丑ノ浴一六の三、字長ヶ谷一七の二、字長谷一二
〇、三〇八の一、三〇九の一、三一八、三一九、三二七、三三四七の一、字岩ヶ浴一
二二の二、三三三〇の一、字岩ヶ埵一二二の一、字長ヶ谷畑二二四、字長浴一二五、
字長谷畠一二五の一、一二五の二、字市ヶ埵二二六の一、一二七、一五二の一、字弥

平畑平一二七の一、字立原二四五の二、字中ヶ埜二七〇の二、二七二の一、二七二の二、字バクチ山二八九の二、字ケンノヲ二八九の一七、字三本松三三八の一、字上長谷三四八の一、三五〇の一、三五一の一、三五二の一、三五五の二、三六四の一、三六五から三六七まで、三七六の一、三七六の二、三七七の一、三八〇から三八二まで、三三五五、三三五六、三三六二の一、三三六二の二、字埜三九一、三九二の一、三九三、三九四、三九六の一、三九七の一、三九八、三九九、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一、四〇二の一、四〇二の二、四〇三、四〇四の一、四〇四の二、三三三七、三三三七五から三三三九まで、三三七〇の二、三三七〇の三、三三七〇の四、三三七四、三三七五、字神田川六四〇から六四三まで、六四四の一、字柳ヶ谷三三三六九の一、字山奥三三八〇の一、字柿木ヶ谷三三三九〇の三、三三三九〇の四

下松市白迫町三三八の二
長門市油谷伊上字飯上ヶ一五〇六の一

二 指定の目的
土砂の流出の防備
三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市大字須佐字小田ヶ谷一〇〇の二・字長ヶ谷一〇八・一〇九の一・字中ヶ埜二七〇の二・二七二の一・二七二の二・字長谷三三八・三三四七の一・字上長谷三六六・字神田川六四一(以上二〇筆について次の図に示す部分に限る。)、六四二、六四三(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 下松市白迫町三三八の二(次の図に示す部分に限る。)
 - 3 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百六十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次ののとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 届出事項

加入区	住	発	起	所	氏	名
-----	---	---	---	---	---	---

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

油谷町加入区	長門市油谷伊上三三七八	藤田	潔	山口県漁業協同組合
油谷町北西部加入区	油谷蔵小田二七五六の二	長野	俊昭	
通加入区	油谷後畑一九六五の二	吉岡	一雄	
	通一六の二	村川	鶴男	
	〇二二の一	黒瀬紀史雄		
		山根	秋男	

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦	覧	期	間	縦	覧	場	所
油谷町加入区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	山口県漁業協同組合
油谷町北西部加入区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
通加入区	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第二百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 一般国道

路線名 三二六号
道路の区域

区間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
	新	旧			
長門市深川湯本字湯田二八四四の一地先から 同市深川湯本字今市二六七八の二地先まで	最狭 三七・〇〇	最狭 二一六・〇〇	一八九・八		

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

区間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
	新	旧			
長門市俵山字大坪三一七の二地先から 同市深川湯本字今市二六九一の二地先まで	最狭 二二六・〇〇	最狭 一一〇	五、三三七・〇		

道路の種類 県道
路線名 下関長門線
道路の区域

区間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備考
	新	旧			
長門市俵山字柏木三〇八の二地先から 同市俵山 同字三〇四の六地先まで	最狭 二九・二〇	最狭 一一・〇〇	一五五・四		

山口県告示第百六十三号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第四十五条第二項の規定に基づき、

小郡仁保津第2土地区画整理組合の解散を認可した。

平成二十七年七月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

山口県告示第百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第百二十一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十七年七月二十四日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延 (メートル)長	指定年月日
下松市望町四丁目五七五の八、五七五の九及び五七五の一	四・五	四一・五	平成二七年七月二十九



山口県公安委員会告示第二十八号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)以下「法」という。(第二十二條第二項第一号)の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十七年七月二十四日

山口県公安委員会

- 一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員
- (一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七條第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。)(の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)(

平成二十七年九月七日(月曜日)から同月十日(木曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

平成二十七年九月十日(木曜日)の午前九時から午後五時三十分まで及び同月十一日(金曜日)の午前九時から午後四時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分
法第二条第一項第二号に規定する業務(以下「第二号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 三十人

二 講習対象者

(一) 新規取得講習

次のいずれかに該当する者であること。
ア 最近五年間に第二号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第二号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二

項に規定する一級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第二号警備業務に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上

第二号警備業務に従事しているもの

(二) 追加取得講習
第二号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であつて、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

三 受講申込書の受付期間
平成二十七年八月三日(月曜日)から同月七日(金曜日)まで

ただし、受付期間内であつても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者にあつては履歴書及び警備業者等が発行する第二号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第二号警備業務従事証明書」という。)(、

二の(一)のイに該当する者にあつては一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者にあつては二級の検定に係る合格証明書の写し及び第二号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者にあつては一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者にあつては二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第二号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者にあつては三万八千円、追加取得講習を受講しようとする者にあつては一万四千元に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十二円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

正 誤

平成二十七年五月一日山口県告示第百六十七号(遊漁規則の変更認可)



誤	四	ページ	誤	四	ページ				
	上	段		上	段				
<table border="1"> <tr> <td>千五百円</td> <td>三千二百円</td> </tr> </table>		千五百円	三千二百円	表中	筒所	<table border="1"> <tr> <td>石倉の数に五百円を乗じて得た額を五千五百円に加算した額</td> <td>三千五百円</td> </tr> </table>		石倉の数に五百円を乗じて得た額を五千五百円に加算した額	三千五百円
千五百円	三千二百円								
石倉の数に五百円を乗じて得た額を五千五百円に加算した額	三千五百円								
<table border="1"> <tr> <td>千五百円</td> <td>三千二百円</td> </tr> </table>		千五百円	三千二百円	表中	筒所	<table border="1"> <tr> <td>石倉の数に五百円を乗じて得た額を五千五百円に加算した額</td> <td>三千二百円</td> </tr> </table>		石倉の数に五百円を乗じて得た額を五千五百円に加算した額	三千二百円
千五百円	三千二百円								
石倉の数に五百円を乗じて得た額を五千五百円に加算した額	三千二百円								

<table border="1"> <tr> <td>千五百円</td> <td>三千五百円</td> </tr> </table>		千五百円	三千五百円	正
千五百円	三千五百円			

平成二十七年七月二十四日
発行

発行
行人所

山口県知事
庁